

下水道法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 特定事業場から公共下水道又は流域下水道に排除される下水について、一・四―ジオキサンに関する

水質規制の基準を定めること。

(第九条の四関係)

第二 その他所要の改正を行うこと。

第三 この政令は、平成二十四年五月二十五日より施行すること。

(附則関係)